

## 老後に増える病院代負担を減らす仕組み

高齢期に差しかかると若い時よりも病院に通うことが多くなります。病気やケガのリスクは高まり、生活費における医療費の割合も増えていきます。こうした医療費の家計負担を思うと医療保険のテレビCMなどが気になりますが、その前に忘れてはならないのが公的な医療保険制度です。

### (高齢期に減る病院窓口での自己負担)

会社を退職すると加入していた勤務先の健康保険を脱退し、他の制度に加入しなければなりません。選択肢は、①国民健康保険に加入する、②それまでの健康保険に任意継続(退職後2年間のみ有効)する、③家族の被扶養者になる3つですが、いずれも窓口での自己負担割合は3割(70歳未満)です。

この自己負担割合は、70歳以上75歳未満になると基本的には2割(軽減措置により平成26年3月31日までは1割、その後、70歳に達した人から順次2割へ)で、現役並み所得者(夫婦世帯で年収約520万円以上など)は3割です。その後、75歳以上は後期高齢者として、自己負担割合は基本的には1割、現役並み所得者は3割です。

### (高額な自己負担は高額療養費制度により抑制される)

このように自己負担を抑える仕組みはありますが、入院が長引くと病院に支払う医療費もばかになりません。こうした高額な医療費支払いに対して、1か月に支払った医療費が一定額を超えた場合、超過分が高額療養費として返ってくる高額療養費制度があります。

この仕組みは、70歳をを以て計算方法が異なります。まず、70歳未満のケースから見ていきましょう。被保険者区分が所得に応じて5段階(平成26年12月31日までは3段階)に分かれます。一般の被保険者で年収約370~約770万円の場合の自己負担限度額を計算してみます。該当者の計算式「8万100円+(かかった医療費-26万7000円)×1%」に1か月にかかった医療費をあてはめて計算します。仮に医療費が100万円かかったとして自己負担限度額を計算しますと8万7430円となります。医療費100万円に対して自己負担3割、金額にすると30万円を医療機関の窓口で支払っていますので、自己負担限度額8万7430円を超える21万2570円が払い戻されます。

ただし、差額ベッド代や高度先進医療などの自己負担部分や保険外の診療で支払った費用などは、自己負担限度額の適用対象外です。

次に70歳以上のケースで見えていきます。70歳以上の高額療養費は、家計負担を抑える仕組みが強化されています。具体的には、外来(個人ごと)と入院+外来(世帯単位)といった2つの自己負担限度額を設け、その限度額も低めとなっています。高額療養費の仕組みを見てきましたが、この制度は意外に知られていません。該当しそうなときは確認するようにしましょう。